

福島事故から7年、私たちの訴え

国、東電が責任を持ち、地域と住民を守り、「原発のない社会」の実現を (案)

東日本大震災・東電福島第一原発事故から7年4か月が経ちました。損害賠償請求に関する判決も出されていますが、いずれも原告の被害を十分に回復するものとはなっていません。

政府や東電は、問題に正面から向き合おうとせず、2020年の東京五輪までに解決の形を作ろうとしています。

しかし、帰還可能とされた区域でも住民の帰還率は極めて低く、しかも高齢者が多いなど、多くの住民が帰還したくてもできない状況にあります。大熊町と双葉町では全域で避難指示が続いている。

また、政府は「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定し、原発再稼働、核燃料サイクル維持などを再確認しています。

私たちは、第4回「『原発人権』全国研究・市民交流集会 in ふくしま」を開催するにあたり、改めて国・東電に、これまでの原発事故対策と原発政策について再検討を求めるとともに、被災者と地域に寄り添った対策と、平和で文化的で健康的な生活に資する政策を求めるものです。

被災者は住まいについての支援、農林水産業・商業等の再生、就業と転職の支援、健康不安や遅発性疾患の不安を払拭できる実質的な臨床医療および検診の体制づくり、原子炉・廃棄物・汚染水の安全で確実な処理などを求めています。その実現のためには、徹底した情報公開と住民参加による民主的な合意形成が必要です。

また、事故原因の徹底的な究明、すべての原発についての安全チェック、事故防止対策や、放射線被害に関する法制度の整備なども求められています。

これらの問題を解決するためには、「原発のない社会」の方向に根本的に政策転換することが必要です。

そのため、私たちは、以下のように訴えます。

1 : <事故の原因究明と情報公開、責任を明らかに>

原因解明なくして再発防止は不可能である。国・東電は、全国の原発で、客観的かつ科学的な調査を進め、情報を広く国民のものにすること。

今回の「放射能公害」の回復には時間がかかる自覚して、空間線量、農地・海洋・河川の汚染、動植物の汚染などの測定を継続的に行い、情報公開すること。

2 : <事故原発についての対応、被曝線量の確認>

事故後の原発が、今後、地震や津波等があつても、安全な状態で管理され、住民や関連労働者が追加被曝するようなことがないようにすること。

政府は事故以来、現在まで「原子力緊急事態宣言」を発令したまま、地域対策を進めている。平常時の公衆の被曝線量は年間 1mSv とされているのに、帰還政策では十分な確認がないまま、年間 20mSv 基準としている。根拠のない規制緩和をやめること。

3 : <帰還と補償を結びつけず、画一的対応、差別・分断の解消を>

放射能汚染は県や市町村の境界を跨いで広がっている。政府が進めている全ての政策について、行政区画による差別、分断、官僚的、画一的な対応を改め、実態に即した対応を行うこと。

指定解除や住民帰還と補償を結びつける考え方を捨て、現実に被災者の生活が成り立ち、事故前と同様な生活ができるよう生活補償を継続、拡充すること。

指定区域外からの避難者についても、住宅供給措置の打ち切りを中止し、住居の確保、生活の保障、営業補償などにも、積極的に対応すること。

被災者としての権利を確認すると同時に、避難先住民としての権利を保障する住民票の扱いなどを含めて十分な対策を取ること。

4 : <生活支援は個人の要求、実情に合わせて>

被災者たちは、避難しない場合でも、避難した場合でも、帰還した場合でも様々な困難や不安に直面している。政府は、短絡的に「帰還」を求めるのではなく、「生活再建」や「移住する権利」を認め、被害については、単なる経済的な積み上げだけではない調査を徹底し、家族構成・年齢などによる多様な判断を認め、今後の生活設計での自主的選択を尊重し、個人的要求を可

能な限り満たす形にすること。また、東電はADR和解案を拒否するのではなく、受入れ、誠意ある対応を行うこと。

具体的には、二重住民票・二地域居住の制度的保障、荒れた住まいの再建、生業と地元産業の再建、医療・福祉等サービスの再開、地域の放射線量の定期的測定・情報開示、遅発性疾患への診療無料化などについての情報公開を徹底し、被災者それぞれの実情に合わせて対応すること。

5 : <除染と地元の産業再生>

住宅地のほか、農地、山林、動植物、河川・ダム・溜池・湖沼・海の汚染についても、客観的な調査を行い、農林水産業等従事者が追加被曝しないよう万全を期すこと。

除染についてはその有効性、限界を明確にした上で、追加の除染の要否を明らかにし、除染が届かない農地や山林、動植物の汚染に対応した管理体制も構築すること。

6 : <健康調査と対策の充実>

健康対策については、行政区画による住民への選別、差別をやめ、予防原則に沿って、地域の放射能汚染調査と住民の健康調査を徹底させ、生活支援、医療費の無償供与などを実施すること。

健康管理手帳については、福島県外の放射能汚染重点調査地域も含め、全被災地を対象に、全被災者に配布し、活用できる仕組みを構築し、整備すること。併せて、個人情報を厳しく管理すること。

子どもを対象に、国費負担による保養を実施し、子どもの健康回復・増進に努めること。「子ども支援法」など関連する法制度を見直し、充実させること。

7 : <廃棄物のリユースの中止、廃棄物処分>

放射性廃棄物の処理については、園芸農地造成等のリユース・リサイクル利用をまず中止すること。中間貯蔵施設の設置も含め、あくまでも住民の意思を尊重し、正確な情報をもとに、当該地域の自治体、関連地権者、住民及び専門家集団との間で、丁寧な合意形成に努めること。

最終処分場問題についても、国民的議論を早急に起こし、問題の啓発に努めること。

8 : <事故炉の処理方法の再検討>

原発事故処理の「中長期ロードマップ」は予定通りに進まず、廃炉作業が30年—40年で終わる見通しは立っていない。このことは、私たちの世代では「福島原発事故」を解決できず、どのような対策であれ、世代を超えた負担を負わせることを意味している。「環境への放射性物質放出と被曝、費用を最小にするため、当面は放射能を隔離・管理する作業に限定し、燃料取り出しが100—200年後にすべきだ」との意見も語られている。これを容易に受け入れられないとする議論も存在するであろうが、冷静かつ真摯に「最良の方策」がとられるべきである。

9 : <原発のない社会の実現>

原発再稼働、核燃料サイクル維持、原発輸出推進などを再確認した「第5次エネルギー基本計画」を再検討し、原発について、経済的、技術的、倫理的問題を含めて再検討、議論を全国民的に広げ、「原発のない社会」を実現していくこと。

福島原発事故は、スリーマイル島事故を上回り、 Chernobyl 事故と同様の規模とされています。地震国で火山爆発の可能性もある日本が、原発を安全に運転することが可能なのか。この国土で、事故がなくとも数万年にもわたり放射能を出し続ける放射性廃棄物を管理できるのか、などという難問もあります。

世界はいま、脱原発、自然エネルギーの活用の方向に急速に向かっています。その中で、国内では原発再稼働、国外には原発輸出を進め、自然エネルギーの実用化を妨害するなど、世界の流れに背を向けた政府や関連業界の姿勢は到底容認できるものではありません。

私たちは、当面の具体的問題の解決を通じて、原発政策の根本的転換を求めるよう、政府、電力会社、自治体、そして全国民に、広く訴えるものです。

2018年7月29日

第4回 「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま 実行委員会